

行政相談委員が委嘱されました

令和 7 年 4 月 1 日付けで、新たに行政相談委員が、総務大臣から委嘱されました。

< 渡島地区 >

函館市担当	： つた 薦 けいこう 佳宏
福島町担当	： かなや 金谷 えいいちろう 栄一郎
知内町担当	： かえりやま 歸山 りょういち 亮一
森町担当	： かなや 金谷 こうき 孝己

< 檜山地区 >

今金町担当	： さとう 佐藤 はじめ 創
-------	--

< 後志地区 >

蘭越町担当	： なかむら 中村 まりこ まり子
ニセコ町担当	： はが 芳賀 よしのり 善範
共和町担当	： なかむら 中村 みちこ 道子
岩内町担当	： こにし 古西 けいこ 恵子
泊村担当	： きくち 菊池 ふみひで 文秀
神恵内村担当	： たまかわ 玉川 よしあき 喜章

行政相談委員は、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）に基づき、社会的信望があり、行政運営の改善に理解と熱意を有する者の中から、総務大臣が委嘱するものです。

北海道内の各市町村に 1 人以上の行政相談委員が配置されており、行政相談委員の委嘱期間は 2 年です。

函館行政監視行政相談センター（37 市町村）では 52 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）が委嘱されています。

【行政相談委員の業務】

- 行政相談委員は、居住する市区町村を担当地域として、地域での皆さんの身近な相談相手として、国の行政機関等の業務に関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関への通知などの活動は無報酬で行っています。
- また、活動を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を総務大臣に対して述べることにより、行政の改善に貢献しています。
- 多くの行政相談委員が、担当する地域にある市役所、町村役場、公民館等で定期的に行政相談所を開設しているほか、住民の方々が集まる会合等に出席して相談を受けることも行っています。